

鳥獣の種類	イノシシ
計画期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日(第13次鳥獣保護管理事業計画の期間内)
対象地域	香川県全域
目的	<ul style="list-style-type: none"> ・農業被害の防止及び生活環境被害の防止 ・人身被害の未然防止 ・生息頭数を適正な水準に減少させ、分布域を適正な範囲に縮小させる。

○生息状況

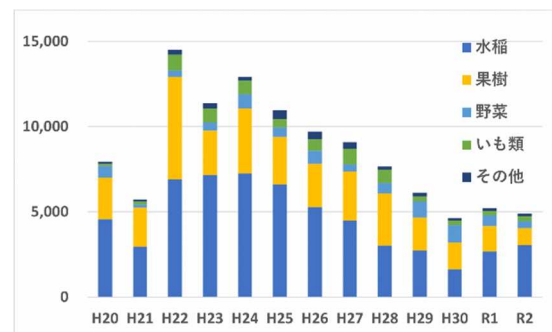
階層ベイズモデルによる推定の結果、県内のイノシシの生息頭数は約30,000頭から約60,000頭、中央値として約**42,000頭**と推定された。小豆島では生息頭数が減少しているのに対し、本土部においては生息頭数が増加している可能性が高く、より積極的な捕獲の推進が必要である。

香川県におけるイノシシ推定生息頭数

区分	本土部	小豆島	備考
推定増加頭数(50%信用区間)	10,676頭(7,463頭～14,390頭)	1,285頭(858頭～1,747頭)	令和2年度末時点
推定自然増加率(50%信用区間)	27.8%(17.4%～39.5%)	40.9%(24.0%～57.5%)	〃
推定生息頭数(50%信用区間)	39,996頭(29,774頭～55,018頭)	2,442頭(1,511頭～3,738頭)	〃

○被害発生状況

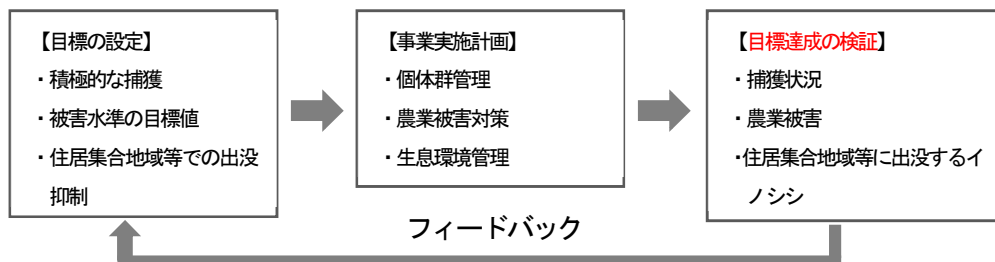
- ・令和2年度の県内の野生鳥獣による農業被害金額約1億1千万円のうち、イノシシによる被害は約5千万円であり、全体の約4割を占める。
- ・年々被害金額は減少しているが、依然として高い水準である。
- ・また、市街地での生活環境被害も年々増加しており、大きな社会問題となっている。



農業被害金額の推移

○適正管理の基本的な考え方

毎年、年間の捕獲目標を設定するとともに、年度ごとに被害対策を検討する順応的管理を実施する。



○具体的な管理目標^{※1}

	内容
個体群管理目標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 計画期間内に本土部の生息頭数を4万頭から極力減少を図るよう、積極的に捕獲を推進する^{※2}。また、小豆島においては、積極的に捕獲を継続する。 ✓ 住居集合地域等^{※3}での人的被害の発生を防止するため、計画期間内においては、積極的に捕獲に努め、計画期間内に県民生活に影響がない程度に減少させる。
被害対策目標	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 深刻な鳥獣被害が発生している全市町で「鳥獣被害対策実施隊^{※4}」を設置して、計画期間内のイノシシによる農作物被害総額を過去5年間(平成27年度～令和元年度)と比較して3割減の2億2千万円^{※5}に抑える。

※1 具体的な年間捕獲目標はイノシシ第二種特定鳥獣管理計画事業実施計画で設定する。

※2 環境省及び農林水産省の平成25年12月26日付け「抜本的な捕獲強化対策」を踏まえ、本県では、第4期計画期間中

において、年間捕獲目標を上回る個体数を捕獲しているが、捕獲体制の現状等を考慮して目標生息頭数を設定した。

- ※3 鳥獣保護管理法第 38 条第 2 項に規定する「住居が集合している地域又は広場、駅その他多数の者が集合する場所」をいう。
- ※4 鳥獣被害防止特別措置法第 9 条の規定により市町が設置するもので、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置などの被害防止対策を実施する。
- ※5 香川県農業・農村基本計画(令和 3 年度～令和 7 年度)による。

○個体群管理

- ・ 狩猟
狩猟期間中の捕獲を促進するため、狩猟期間の延長等の規制緩和を実施する。
- ・ 有害鳥獣捕獲
各市町は、鳥獣被害対策実施隊を編成するなど、積極的に有害鳥獣捕獲を推進する。
- ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業（イノシシの数の調整を目的とした捕獲）
県は、市町の要請に基づき、住居集合地域等の周辺や離島等において指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する。

○被害対策

- ・ 侵入防止柵等の普及
集落柵や、必要に応じ個別柵を組み合わせるなど、効果的な方法を選択し設置するほか、鳥獣との棲み分けを図る緩衝帯（鳥獣ストップゾーン）の整備を推進する。
- ・ 地域一体となった防除体制の推進
市町は、集落を中心とした防除体制を構築するため、集落で指導的な役割を果たす人材の育成に努める。
- ・ 住居集合地域等での対策の推進
住居集合地域等に出没するイノシシ対策として、出没が多い地域での侵入防止柵等の設置を推進する。また、「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」及び現場対応の基本的な考え方を定めた「市街地イノシシ緊急対応ガイドライン」に基づき、県、市町及び警察署等の関係機関が連携し、被害の発生及び拡大を防止する。
また、県は市町及び警察署等から報告される通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に地図情報として取りまとめ、関係機関との情報の共有化を行う。「出没集中区域」が発生した場合には、その情報を市町及び警察署等に情報提供するとともに、市町と協力して現地確認を行い、対策について市町に助言を行う。

○生息環境管理

関係機関で情報の共有を図ることにより、集落や農地に隣接する放置された竹林や広葉樹林の整備を推進するほか、県及び市町は、未収穫作物などの誘引物の除去を地域住民が集落ぐるみで行えるように支援する。

○目標達成の検証

- ・ 捕獲状況
有害鳥獣捕獲、狩猟、県主体捕獲事業等による前年度の捕獲状況を毎年、6 月中旬を目途として取りまとめる。
- ・ 農業被害調査
農業被害の発生状況を把握する。取りまとめた結果は、各種被害対策の効果検証や個体群管理の判断材料として活用する。
- ・ 住居集合地域等に出没するイノシシ
「イノシシ等が出没したときの対応マニュアル」に基づき、市町及び警察署等から報告される通報連絡票を取りまとめ、その増減及び傾向を把握するとともに、通報連絡票等の出没情報の集約を行い、「香川県野生鳥獣対策システム」に取りまとめ、「出没集中区域」の把握に努めるとともに、個体群管理や被害対策の判断材料として活用する。

○感染症対策

- ・ 豚熱（CSF）感染拡大防止
香川県内における豚熱（CSF）の発生は、令和 2 年度末時点においては確認されていないが、今後とも隣接県と連携し、県外からの汚染土の持ち込み防止や、廃棄食品の適正な処理といった、水際対策を徹底するための普及啓発を行う。